平成29年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会準備会合 (平成29年9月14日) 資料2-4(参考資料②)

沖縄県国民健康保険運営方針(素案)参考資料②

平成29年9月 沖縄県保健医療部国民健康保険課

<参考資料②目次>

	保険者努力支援制度等・・・・・・・・・・2
-	保険者努力支援制度の前倒し実施(平成28年度)

保険者努力支援制度等

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- <u>低所得者対策の強化</u>のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への 財政支援を拡充(約1,700億円)
- <平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)
- ○財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- ○<u>自治体の責めによらない要因</u>による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)

700~800億円

○保険者努力支援制度・・・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援

700~800億円

- ○財政リスクの分散·軽減方策(財政安定化基金の創設·高額医療費への対応等) 等
 - ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)
 - ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分
- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤 の強化を図る。

保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直し

〇 これまでの検討会での指摘や日本再興戦略等を踏まえ、本年の医療保険制度改革関連法において、国保の保険者努力支援制度が創設されたこともあり、保険者種別それぞれの特性に応じた新たなインセンティブ制度に見直すこととした。

〈現行(~平成29年度)〉

保険者 種別	健康保険組合 -共済組合	協会けんぽ	国保(市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の加算・源	なし			
指標	特定健診・保健指導の実施率	<u>.</u>			

〈見直し後(平成30年度~)〉

保険者 種別	健康保険組合 ・共済組合	協会けんぽ	国保(都道府県 •市町村)	国保組合	後期高齢者医療 広域連合
手法	後期高齢者支援金の 加算・減算制度の見直し	各支部の取組等を 都道府県単位保険料 率に反映	保険者努力支援制度を 創設	各国保組合の取組等を 特別調整補助金に反映	各広域連合の取組等 を特別調整交付金に 反映
指標	保険者種別共通の項目を設定 (各項目の具体的な其進や、保険者種別の特性を踏まえて追加する項目は保険者種別毎に設定)				

- なお、指標の設定に当たっては、以下の附帯決議に留意する必要がある。
- ◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院厚生労働委員会

- 一、国民健康保険について
 - 5 保険者努力支援制度の実施に当たっては、保険者の努力が報われ、医療費適正化に向けた取組等が推進されるよう、 綿密なデータ収集に基づく適正かつ客観的な指標の策定に取り組むこと。

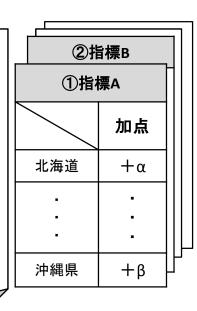
保険者努力支援制度の交付イメージ

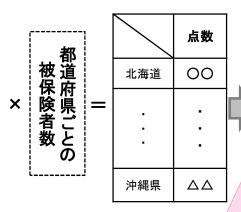
都道府県分

都道府県	基礎点
北海道	100
 47都道 ·	
沖縄県	100

評価項目ごとに 点数を加算

- ①指標A ②指標B
- →評価項目は引き 続き検討





北海道 ○億円
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .
 .

都道府県内市町村の 財政支援 又は 都道府県内市町村の 努力に応じて再配分

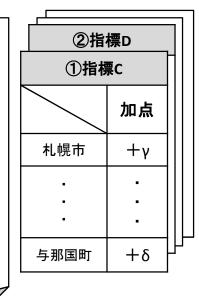
点数に応じて ●億円を按分

市町村分

市町村	基礎点
札幌市	100
1,716	 市町村 - -
与那国町	100

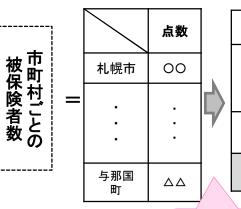
評価項目ごとに 点数を加算

- ① 指標C
- ② 指標D
- →評価項目は引き 続き検討



X

※ 市町村分と都道府県の配分金額については 今後指標を見ながら検討



	合計	●億円
	与那国町	△億円
>	•	•
	札幌市	〇億円

算定指標のに応じて 市町村に配分 (都道府県経由)

⇒保険料の抑制等

点数に応じて ●億円を按分

1. 平成30年度の公費について(拡充分の全体像)

平成30年度の公費の在り方について とりまとめ 平成29年7月5日

国保基盤強化協議会事務レベルWG

○財政調整機能の強化

(財政調整交付金の実質的増額)

【800億円程度】

〈普調〉【300億円程度】

〈暫定措置(都道府県分)>【300億円程度】

- 追加激変緩和(都道府県間の公平性に十分配慮しつつ配分)
- ※予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7:2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討(「財政調整機能の強化」の総額(800億円程度)は将来にわたり維持する)

<特調(都道府県分)>【100億円程度】

- ・子どもの被保険者【100億円程度】(既存分と合わせ200程度)
- ※平均以下の子ども被保険者数を交付対象に追加。市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本とする

<特調(市町村分)>【100億円程度】

- ・精神疾患【70億円程度】(既存分と合わせ200程度)
- ・非自発的失業【30億円程度】(既存分と合わせ70程度)

○保険者努力支援制度

・・医療費の適正化に向けた取組 等に対する支援

【800億円程度】

<都道府県分>【500億円程度】

- ・医療費適正化の取組状況(都道府県平均) 【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- 各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】
- ※改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

<市町村分>【300億円程度 ※別途、特調より200億円程度追加】

- 前倒し実施分(一部指標を発展)
- ・ 事務等の適正化に係る指標
- ※都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分 重視の仕組みに見直していくことを検討
- ※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に数十億円程度を確保
- ※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

4. 保険者努力支援制度について(全体像①)

市町村分(300億円程度)※特調より200億円程度を追加

保険者共通の指標

指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該 当者及び予備群の減少率

- 〇特定健診受診率 特定保健指導受診率
- ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に 基づく受診勧奨等の取組の実施状況

- 〇がん検診受診率
- 〇歯科疾患 (病)検診実施状況

指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況

○重症化予防の取組の実施状況

指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

- ○個人へのインセンティブの提供の実施
- ○個人への分かりやすい情報提供の実施

指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 〇重複服薬者に対する取組

指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

- 〇後発医薬品の促進の取組
- ○後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

- 〇保険料(税)収納率
 - ※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

○データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

○医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況

指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

○適切かつ健全な事業運営の実施状況

都道府県分(500億円程度)

指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価 〇主な市町村指標の都道府県単位評価

- ・特定健診・特定保健指導の実施率
- ・ 糖尿病等の重症化予防の取組状況
- ・個人インセンティブの提供
- ・後発医薬品の使用割合
- 保険料収納率
- ※ 都道府県平均等に基づく評価

指標② 医療費適正化のアウトカム評価 〇都道府県の医療費水準に関する評価

- ※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり 医療費に着目し、
 - その水準が低い場合
 - ・前年度より一定程度改善した場合に評価

指標③ 都道府県の取組状況 ○都道府県の取組状況

- 医療費適正化等の主体的な取組状況 (保険者協議会、データ分析、重症化予防 の取組 等)
- 医療提供体制適正化の推進
- ・ 法定外繰入の削減

4. 保険者努力支援制度について(全体像②)

【基本的な考え方】

- 〇 平成30年度の保険者努力支援制度の予算総額は800億円程度とする。これに特別調整交付金の財源を活用することで、総額1,000億円程度のインセンティブの仕組みとする。
- 都道府県分と市町村分の按分については、都道府県単位化の趣旨を踏まえつつ、保 健事業等の医療費適正化の取組の主な実施主体を市町村が担っていることも勘案し、 以下のとおりとする。
 - 都道府県分 500億円程度
 - 市町村分 300億円程度 ※別途、特調より200億円程度追加
 - ※ 都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことを検討
- 〇 保険者努力支援制度の交付額を平成30年度の納付金算定に反映させる観点から、都 道府県分・市町村分ともに、平成29年度中に30年度の交付額を算出することを基本 とする。
- 都道府県分については、都道府県と市町村の協議に基づき、都道府県内で再分配を 行うことを可能とする。
- 〇 平成31年度以降の評価の在り方については、実施状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

4-①. 保険者努力支援制度について(市町村分(i)全体像)

I. 考え方について

【評価指標の考え方について】

- 保険者共通の指標である、特定健診受診率や糖尿病等の重症化予防などの医療費適正化に資する取組の実施状況については、新たに 取組の達成度や充実度を評価する指標を追加・変更。国保固有の指標である、データヘルス計画の実施状況や第三者求償などの健全な事 業運営に資する取組の実施状況については、取組段階の引上げを促す新たな指標を追加変更。
- 〇 特別調整交付金の経営努力分で評価を行っていた「適正かつ健全な事業運営の実施状況」のうち、主要な項目について、新たに市町 村分の保険者努力支援制度の評価項目に加える。

【評価指標ごとの加点の考え方について】

○ 各評価指標ごとに医療費適正化効果、取組の困難さ及び基礎的な体制構築等を総合的に考慮し、25~100点を配点する。

【予算規模について】

○ 300億円程度 ※特調より200億円程度を追加

Ⅱ、評価指標について

保険者共通の指標

- 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者 及び予備群の減少率
- 〇特定健診受診率 特定保健指導受診率
- 〇メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- 指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づ く受診勧奨等の取組の実施状況
- ○がん検診受診率
- 〇歯科疾患 (病)検診実施状況
- 指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
- ○重症化予防の取組の実施状況
- 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
- 〇個人へのインセンティブの提供の実施
- ○個人への分かりやすい情報提供の実施
- 指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ○重複服薬者に対する取組
- 指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
- ○後発医薬品の促進の取組
- ○後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

〇保険料(税)収納率

※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

○データヘルス計画の実施状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

○医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況

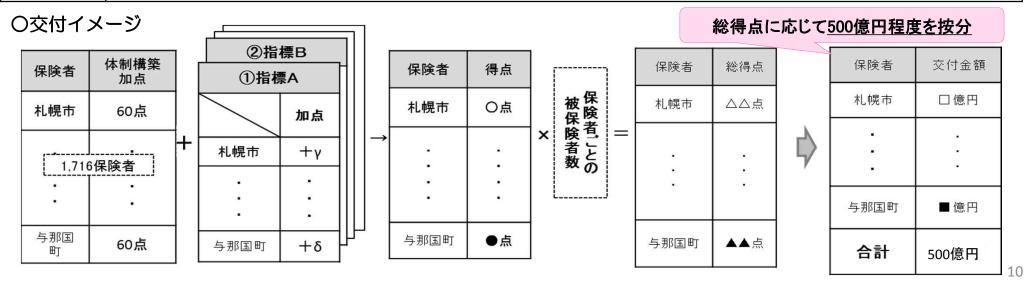
指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況

○適切かつ健全な事業運営の実施状況

4一①。保険者努力支援制度について(市町村分(ii)配点)

〇配点について

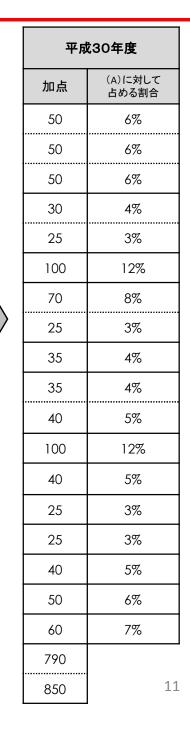
加点	項目		
100点	重症化予防の取組、収納率向上 ※本来「後発医薬品の使用割合」はこの配点であるが、使用割合の把握方法が不十分なため暫定的に低い点数とする。		
70点	個人へのインセンティブ提供		
50点	特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、適正かつ健全な事業運営の実施状況		
40点	後発医薬品の使用割合、データヘルス計画の取組、第三者求償の取組		
35点	重複服薬者に対する取組、後発医薬品の促進の取組		
30点	がん検診受診率		
25点	歯周疾患(病)健診、個人への分かりやすい情報提供、医療費通知の取組、地域包括ケアの推進		



(参考) 保険者努力支援制度 各年度配点比較

			28年度 倒し分)
		加点	(A)に対して 占める割合
共通①	(1)特定健診受診率	20	6%
	(2)特定保健指導実施率	20	6%
	(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	20	6%
共通②	(1)がん検診受診率	10	3%
	(2)歯周疾患(病)検診	10	3%
共通③	重症化予防の取組	40	12%
共通④	(1)個人へのインセンティブ提供	20	6%
	(2)個人への分かりやすい情報提供	20	6%
共通⑤	重複服薬者に対する取組	10	3%
共通⑥	(1)後発医薬品の促進の取組	15	4%
	(2)後発医薬品の使用割合	15	4%
固有①	収納率向上	40	12%
固有②	データヘルス計画の取組	10	3%
固有③	医療費通知の取組	10	3%
固有④	地域包括ケアの推進	5	1%
固有⑤	第三者求償の取組	10	3%
固有⑥	適正かつ健全な事業運営の実施状況		
	体制構築加点	70	20%
全体	体制構築加点含まず	275	
	体制構築加点含む(A)	345	

	平成29年度 (前倒し分)		
加点	(A)に対して占 める割合		
35	6%		
35	6%		
35	6%		
20	3%		
15	3%		
70	12%		
45	8%		
15	3%		
25	4%		
25	4%		
30	5%		
70	12%		
30	5%		
15	3%		
15	3%		
30	5%		
70	12%		
510			
580			



4-①. 保険者努力支援制度について(市町村分(iii)評価指標)

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標①

【共通指標(1)(1)特定健康診査の受診率】

平成28年度前倒し分

特定健康診査の受診率(平成26年度の実績を評価)			達成率
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成しているか。	20	77	4.40%
② ①の基準は達成していないが、受診率が 全自治体の上位3割に当たる45.2%を達 成しているか。	15	445	25.60 %
③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全自治体の上位5割に当たる 39.4%を達成しているか。	10	337	19.40 %
④ ①から③までの基準は達成していないが、 平成25年度の実績と比較し、受診率が3 ポイント以上向上しているか。	5	93	5.30%

平成29・30年度実施分

	特定健康診査の受診率(平成27年度の実績を 評価)	29年 度分	30年 度分
	① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成しているか。	20	30
>	② ①の基準は達成していないが、受診率が全 自治体の上位3割に当たる〇%を達成して いるか。	15	25
	③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全自治体の上位5割に当たる○%を達成しているか。	10	20
	④ ①から③までの基準は達成していないが、 平成26年度の実績と比較し、受診率が○ポイント以上向上しているか。	15	20

※〇%及び〇ポイントは、夏頃に確定予定

【平成29・30年度指標の考え方】

〇 平成28年度前倒し分の当該指標は、例えば①と④を同時に評価できる仕組みとしていないが、平成29・30年度実施分に ついては、達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標②

【共通指標①(2)特定保健指導の受診率】

平成28年度前倒し分

特定保健指導の受診率(平成26年度の実績価)	を評	該当保 険者数	達成率
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成しているか。	20	259	14.90 %
② ①の基準は達成していないが、受診率が全自治体上位3割に当たる46.5%を達成しているか。	15	247	14.20 %
③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全自治体上位5割に当たる30.2%を達成しているか。	10	345	19.80 %
④ ①から③までの基準は達成していないが、 平成25年度の実績と比較し、受診率が5ポ イント以上向上しているか。	5	134	7.70%

平成29・30年度実施分

	特定保健指導の受診率(平成27年度の実績を評 価)	29年 度分	30年
	① 第二期特定健康診査等実施計画期間における 目標値(60%)を達成しているか。	20	30
	② ①の基準は達成していないが、受診率が全自 治体上位3割に当たる〇%を達成しているか。	15	25
/	③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全自治体上位5割に当たる○%を達成しているか。	10	20
	④ ①から③までの基準は達成していないが、平成26年度の実績と比較し、受診率が〇ポイント以上向上しているか。	15	20

※〇%及び〇ポイントは、夏頃に確定予定

【平成29・30年度指標の考え方】

〇 平成28年度前倒し分の当該指標は、例えば①と④を同時に評価できる仕組みとしていないが、平成29・30年度実施分については、達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標③

【共通指標(1)(3)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率】

平成28年度前倒し分

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少 率(平成26年度の実績を評価)		該当 保険 者数	達成率
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(25%)を達成しているか。	20	66	3.79%
② ①の基準は達成していないが、減少率が全 自治体の上位3割に当たる9.17%を達成して いるか。	15	456	26.19 %
③ ①及び②の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位5割に当たる4.62%達成しているか。	10	339	19.47 %
④ ①から③の基準は達成していないが、平成 25年度の実績と比較し、減少率が3ポイン ト以上向上しているか。	5	173	9.93%

平成29・30年度実施分

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の 減少率(平成27年度の実績を評価)	29年 度分	30年
① 第二期特定健康診査等実施計画期間における 目標値(25%)を達成しているか。	20	30
② ①の基準は達成していないが、減少率が全自 治体の上位3割に当たる〇%を達成しているか。	15	25
③ ①及び②の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位5割に当たる○%達成しているか。	10	20
④ ①から③の基準は達成していないが、平成26年度の実績と比較し、減少率が○ポイント以上向上しているか。	15	20

※〇%及び〇ポイントは、夏頃に確定予定

【平成29・30年度指標の考え方】

〇 平成28年度前倒し分の当該指標は、例えば①と④を同時に評価できる仕組みとしていないが、平成29・30年度実施分については、達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標④

【共通指標②(1)がん検診受診率】

平成28年度前倒し分

がん検診受診率(平成26年度の実績を評価)		該当保 険者数	達成率	
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、 乳がんの5つのがん検診の平均受診率が全自 治体の上位5割に当たる13.3%を達成して いるか。	10	864	49.60 %	
② 上記基準は達成していないが、平成25年度と比較し、平均受診率が1ポイント以上向上しているか。	5	105	6.00%	

平成29・30年度実施分

	がん検診受診率(平成27年度の実績を評価)	29年 度分	30年 度分
>	① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位5割に当たる○%を達成しているか。	10	15
	② 上記基準は達成していないが、 平成26年度 の実績と比較し、平均受診率が〇ポイント以上 向上しているか。	10	15

※〇%及び〇ポイントは、夏頃に確定予定

【平成29・30年度指標の考え方】

- 〇 平成28年度前倒し分の当該指標は、例えば①と④を同時に評価できる仕組みとしていないが、平成29・30年度実施分については、達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価することとする。
- 都道府県から報告される受診率に誤りが多数みられた。国であらかじめ算出した受診率を用いて評価することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標⑤

【共通指標②(2)歯周疾患(病)検診実施状況】

平成28年度前倒し分

歯周疾患(病)検診実施状況(平成28年 の実施状況を評価)	度	該当保 険者数	達成率	
・歯周疾患(病)検診を実施しているか。	10	1,154	66.30%	

平成29年度実施分

歯周疾患(病)検診実施状況(平成29年度の 実施状況を評価)	29年 度分	30年
・歯周疾患(病)検診を実施しているか。	15	25

【平成29・30年度の指標の考え方】

○ 特になし(平成28年度と同じ)

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標⑥

【共通指標③重症化予防の取組実施状況】

平成28年度前倒し分

重症化予防の取組の実施状況(平成28年度 施状況を評価)	をの実	該当 保険 者数	達成率	
以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しているか。 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する				
① 対象者の抽出基準が明確であること		816		
② かかりつけ医と連携した取組である こと	40		46.9	
③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること			%	
④ 事業の評価を実施すること				
⑤ 取組の実施にあたり、地域の実情に 応じて各都道府県の糖尿病対策推進会 議等との連携(各 都道府県による対応 策の議論や取組内容の共有など)を図 ること				

平成29・30年度実施分

	重症化予防の取組の実施状況(平成29年度の実施状況を 評価)	29年	30年 度分
	以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施しているか。 ※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保 健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切な ものを選択する ① 対象者の抽出基準が明確であること		
	② かかりつけ医と連携した取組であること③ 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わる	40	50
۲	تد المالية الم		
	事業の評価を実施すること取組の実施にあたり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携(各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など)を図ること		
	以上の基準を全て満たす取組を実施する場合、その取組は以下を満たすか。		
	⑥ 受診勧奨を、全ての対象者に対して、文書の送付等により実施していること。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施していること。	15	25
	⑦ 保健指導を受け入れることを同意した全ての対象者に対して、面談、電話又は個別通知を含む方法で実施していること。また、実施後、対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、実施前後で評価していること。	15	25

【平成29・30年度指標の考え方】

- 〇 日本健康会議の宣言2「かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。」としているところ、保険者努力支援制度(平成28年度前倒し分)において、達成市町村は816市町村であった。そのため、指標の評価項目⑥、⑦を新たに追加し本取組の更なる充実を図る。
- 新たに設けた評価項目⑥⑦について、受診勧奨の手法により評価の差を設けるのではなく、できる限り多くの対象者をカバーするため、段階的にアプローチしている保険者に対して評価すべきという重症化予防WGメンバーからの意見を反映した。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標⑦

【共通指標④(1)個人へのインセンティブの提供の実施】

平成28年度前倒し分

 ① 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。 ② その際、PDCAサイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を行っているか。 ※ 効果検証とは、例えば、取組に参加した者へのアンケート調査等が考えられる 	個人へのインセンティブの提供の実施(平成 28年度の実施状況を評価)	該当 保険 者数	達成率
	に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。 ② その際、PDCAサイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を行っているか。 ※ 効果検証とは、例えば、取組に参加した者	522	30.00 %

平成29・30年度実施分

	個人へのインセンティブの提供の実施(平成29 年度の実施状況を評価)	29年	30年
>	 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、そのポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。 その際、PDCAサイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を行っているか。 	35	55
	③ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業を実施しているか	10	15

【平成29・30年度の指標の考え方】

- 経済・財政一体改革推進委員会等で、まちづくりの視点を含めたデータヘルスの取組の重要性が議論されているため、新たにそのことに対応する指標を策定することとする。
- 平成28年度の実施状況が30%に留まったことから、今後さらなる取組促進を促すため、当該指標の配点をあげることとする。

【留意事項】

- 都道府県での個人インセンティブ事業等の基盤整備があれば、当該都道府県内市町村での平均獲得点数は高くなる傾向にあった。
- 商工部局との連携とは、例えば、健康づくりを「まちづくり」と結びつけて展開し、地域の民間企業を活用するため、庁内で商工部局との議論の場を設け、検討を行うこと等を指す。
- 地域の商店街との連携とは、例えば、各種検診受診者、健康づくりの取組参加者に、商工会発行のポイントを付与し、ポイントが貯まると、市町村内店舗で使える商品券とする。等の取組を進めるため、地域の商店街等と議論の場を設けること等を指す。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標®

【共通指標④(2)分かりやすい情報提供】

平成28年度前倒し分

個人への分かりやすい情報提供の実施(¹ 28年度の実施状況を評価)	平成	該当保険 者数	達成率
① 特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供しているか。	3	1,408	80.90
② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやすく説明しているか。	3	1,567	90.00
③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施しているか。	7	1,514	87.00 %
④ 検査値を改善するための個人の状態に 応じた生活習慣についてのアドバイスも 提供していること	7	1,441	82.80 %

平成29・30年度実施分

	個人への分かりやすい情報提供の実施(平 成29年度の実施状況を評価)	29年 度分	30年 度分
	以下の基準を全て満たす個人への分かりや すい情報提供の取組を実施しているか。		
>	① 特定健診等の受診者に、ICT等を活用して健診結果を提供しているか。		
	② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ 意味について分かりやすく説明しているか。	15	25
	③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施しているか。		
	④ 検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣についてのアドバイスも提供していること		

【平成29・30年度の指標の考え方】

○ 平成28年度前倒し分の実績が、いずれも80%以上の達成率であったことから、①~④の項目をすべて満たす保険者を評価することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(9)

【共通指標⑤重複服薬者に対する取組】

平成28年度前倒し分

重複服薬者に対する取組(平成28年度の 施状況を評価)	の実	該当保 険者数	達成率
「同一月に3以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている」場合といった重複投与者の抽出を行い、その者に対して何らかのアプローチをするなどの取組を実施しているか。	10	580	33.30 %



重複服薬者に対する取組(平成29年度の実施 状況を評価)		30年 度分
「同一月に3以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている」場合といった重複投与者の抽出を行い、その者に対して何らかのアプローチをするなどの取組を実施しているか。	25	35

【平成29・30年度指標の考え方】

〇 特になし(28年度と同じ)

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標⑩

【共通指標⑥(1)後発医薬品の促進の取組】

平成28年度前倒し分

後発医薬品の促進の取組 (平成28年度の実施りを評価)	犬況	該当保 険者数	達成率	
① 後発医薬品の使用割合(数量ベース)及び後発医薬品の薬剤費額を把握しているか。	7	1,372	78.80 %	
② 後発医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、把握した上で、事業目標を立てているか。	4	332	19.10 %	
③ 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、 通知前後で後発医薬品への切り替えが行わ れているか確認をしているか。	4	1,147	65.90 %	

平成29・30年度実施分

後発医薬品の促進の取組 (平成29年度の実施状 況を評価)	29年 度分	30年 度分
① 後発医薬品の使用割合(数量ベース)及び後発医薬品の薬剤費額を把握しているか。	7	10
② 後発医薬品の使用状況について、年齢別等 に類型化し、把握した上で、事業目標を立て ているか。	11	15
③ 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか。	7	10

【平成29・30年度指標の考え方】

○ 平成28年度分の達成状況に応じて、配分を変更することとする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(1)

【共通指標⑥(2)後発医薬品の促進の取組】

平成28年度前倒し分

後発医薬品の使用割合(平成27年度の実 を評価)	該当 保険 者数	達成率	
① 使用割合が全自治体上位1割に当たる 67.9%を達成しているか。	15	176	10.10
② 使用割合が全自治体上位3割に当たる 62.2%を達成しているか。	10	343	19.70 %
③ ①及び②の基準は達成していないが、 平成26年度と比較し、使用割合が5ポ イント以上向上しているか。	5	125	7.20%

平成29・30年度実施分

後発医薬品の使用割合(平成28年度の実績 を評価)	29年	
① 使用割合が全自治体上位1割に当たる 〇%を達成しているか。	20	25
② 使用割合が全自治体上位3割に当たる 〇%を達成しているか。	15	20
③ ①及び②の基準は達成していないが、平成27年度の実績と比較し、使用割合が〇ポイント以上向上しているか。	10	15

※〇%については、9月確定予定

【平成29・30年度指標の考え方】

〇 平成28年度前倒し分の当該指標は、例えば①と③を同時に評価できる仕組みとしていないが、平成29・30年度実施分に ついては、達成状況及び前年度比の伸び率をあわせて評価することとする。

【留意事項】

- 平成29・30年度実施分については、平成28年度と同様に薬局ベースの後発医薬品使用割合を用いることとする。
- 〇 平成31年度実施分からは後発医薬品の使用割合が全国統一の方法(被保険者の所在地ベース)で把握できるため高得点とする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標⑫

【固有指標①収納率向上に関する取組】

平成28年度前倒し分

収納率向上に関する取組の実施状況		該当 保険 者数	達成率
保険料(税)収納率(平成27年度実績を評	畑)		
① 現年度分の収納率が市町村規模別の平成26年度の全自治体上位3割又上位5割に当たる収納率を達成しているか。			
10万人以上 90.83%(平成26年度上位3割) 89.80%(平成26年度上位5割)		(上位 3割) 600	34.50 %
5万~10万人 91.11%(平成26年度上位3割) 89.97%(平成26年度上位5割)	15 or 10	(上位	
1万人~5万人 93.77%(平成26年度上位3割) 92.69%(平成26年度上位5割)		5割) 334	19.20
1万人未満 96.52%(平成26年度上位3割) 95.19%(平成26年度上位5割)			
② 平成26年度と比較し収納率が1ポイント以上向上しているか。	10	251	14.40
③ 過年度分の収納率が平成26年度と比較し、5ポイント以上向上しているか	15	231	13.30

平成29・30年度実施分

	収納率向上に関する取組の実施状況	29年 度分	30年
	保険料(税)収納率(平成28年度実績を評価))	
1	現年度分の収納率が市町村規模別の平成27年度の全自治体上位3割又は上位5割に当たる収納率を達成しているか。		
	10万人以上		
	91.18%(平成27年度上位3割) 90.39%(平成27年度上位5割)	(上位 3割) 30	(上位 3割) 50
	5万~10万人	00	
	91.70%(平成27年度上位3割) 90.50%(平成27年度上位5割)	or	or
	1万人~5万人	(上位 5割)	(上位 5割)
	94.11%(平成27年度上位3割) 93.02%(平成27年度上位5割)	25	45
	1万人未満		
	96.72% (平成27年度上位3割) 95.43% (平成27年度上位5割)		
2	② 平成27年度実績と比較し収納率が 1 ポイント以上向上しているか。	20	25
3	③ 滞納繰越分の収納率が平成27年度実績と 比較し、5ポイント以上向上しているか	20	25

【平成29・30年度指標の考え方】

○ ②及び③の平成28年度実績に応じ、②と③の配点を同一配点とする。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(3)

【固有指標②データヘルス計画の実施状況】

平成28年度前倒し分

医療費等の分析(平成28年度の 施状況を評価)	実	該当保 険者数	達成率	
データヘルス計画の策定状況 データヘルス計画を策定し、P	10	1,247	71.60%	
DCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施しているか。				

【平成29・30年度指標の考え方】

- 取組の段階を引き上げるため、指標そのものをより高いものとし、指標の採点を細分化した。
- 平成30年度から第2期データヘルス計画がスタートすることから、第2期データヘルス計画の策定に向けた検討状況についても評価項目として追加することとする。

【留意事項】

○ 平成30年度から第2期データヘルス計画がス タートすることから、平成31年度の指標内容につ いては、引き続き内容を検討する必要がある。

平成29・30年度実施分

医療費等の分析(平成29年度の実施状況を評価)	29年	30年
第1期データヘルス計画の <mark>実施状況</mark>		
① データヘルス計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施しているか。	5	5
第2期データヘルス計画の策定に向けた検討状況 ※ 平成30年度にデータヘルス計画を改定しない保険者にあっ ては、以下の括弧内の基準を適用すること。		
② 第2期計画の策定に当たって、現在のデータヘルス計画に 係る定量的評価を行うこととしているか。 (第1期計画に係る保健事業の実施について、少なくとも年 1回、定量的な評価を行っているか。)	5	7
③ 第2期計画の策定に当たって、国保部門と健康づくり部門等、関係部署による連携体制が構築されているか。 (第1期計画に係る保健事業の実施や評価等に当たって、国 保部門と健康づくり部門等、関係部署による連携体制が構 築されているか。)	5	7
④ 第2期計画の策定に当たって、都道府県との連携体制が構築されているか。 (第1期計画に係る保健事業の実施や評価等に当たって、都道府県との連携体制が構築されているか。)	5	7
⑤ 第2期計画の策定に当たって、医師会等の医療関係者との 連携体制が構築されているか。 (第1期計画に係る保健事業の実施や評価等に当たって、医 師会等の医療関係者との連携体制が構築されているか。)	5	7
⑥ 第2期計画の策定に当たって、地域包括ケアの視点を盛り込んでいるか。 (第1期計画に係る保健事業の個別事業計画において、地域包括ケアの視点を踏まえているか。)	5	7

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(4)

【固有指標③医療費通知の取組】

平成28年度前倒し分

給付の適正化等(平成28年度の実施状況 価)	を評	該当保 険者数	達成率	
医療費通知について、次の①~⑥の要件を満たす取組を実施しているか。				
① 医療費の額を表示している。				
② 受診年月を表示している。				
③ 1年分の医療費を漏れなく送付している。(送付頻度は問わない)	10	1,512	86.80 %	
④ 医療機関名を表示している。				
⑤ 入院・通院・歯科・薬局の別及び日数 を表示している				
⑥ 柔道整復療養費を表示している。				

平成29・30年度実施分

給付の適正化等(平成29年度の実施状況を 評価)	29年 度分	30年 度分
医療費通知について、次の①~⑥の要件を 満たす取組を実施しているか。 ① 医療費の額(10割)または被保険者が支 払った医療費の額を表示している。		
② 受診年月を表示している。		
③ 1年分の医療費を漏れなく送付している。 (送付頻度は問わない)	15	25
④ 医療機関名を表示している。		
⑤ 入院・通院・歯科・薬局の別及び日数を 表示している		
⑥ 柔道整復療養費を表示している。		

【平成29・30年度の指標の考え方】

○ 医療費通知に関する施行規則の改正(平成29年3月31日改正)に伴い、指標①については改正内容を反映することとする。

【留意事項】

〇 平成31年度以降の指標について、項目①については、今般改正された施行規則の内容に対応する保険者の取組状況を踏ま えながら指標を検討する。

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(1)

【固有指標④地域包括ケアの取組】

平成28年度前倒し分

地域包括ケアの推進(在宅医療・介護の連携等)		該当保険 者数	達成率
地域包括ケア推進の取組(平成28年度の実施状況を 評価)			
国保の視点から地域包括ケアの推進に資する例えば 下記のような取組を国保部局で実施しているか。			
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・ 福祉・住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局 の参画			
② 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画			
③ KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護 予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出	5	1,006	57.80
④ 個々の国保被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組み	J	1,000	%
⑤ 国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、 コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつなが る住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施			
⑥ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に 向けた取組の実施			
⑦ 後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施			
※ 上記に類する取組を一つでも実施する場合に評価することとする。			

平成29・30年度実施分

地域包括ケアの推進(在宅医療・介護の連携等)	29年	30年
地域包括ケア推進の取組(平成29年度の実施状況を 価)		
国保の視点から地域包括ケアの推進に資する例えば下 記のような取組を国保部局で実施しているか。		
1 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まいなど部局横断的な議論の場への国保部局の参画(庁内での連携)		4
② 地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画又は個々の国保被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況について、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者との情報共有の仕組み(外部組織との連携)	2	4
③ KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出例)KDBで要支援・介護の要因を分析し、その要因に重点的に受診勧奨・保健指導を実施する等	1	5
④ 国保被保険者を含む高齢者などの居場所・拠点、コミュニティ、生きがい、自立、健康づくりにつながる 住民主体の地域活動の国保部局としての支援の実施	5 2	4
⑤ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	2	4
⑥ 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業の実施	2	4

【平成29・30年度指標の考え方】

- 〇 評価指標の統合及び追加
- 平成28年度前倒し分では一つでも該当すれば評価することとしたが、平成29・30年度実施分についてはそれぞれの指標ごとに評価

保険者努力支援制度(平成29年度前倒し分・30年度分)における評価指標(⑥

【固有指標⑤第三者求償の取組状況】

平成28年度前倒し分

第三者求償	該当保 険者数	達成率	
第三者求償の取組状況(平成28年度の 実施状況を評価)			
① 第三者行為によって生じた保険給付の 疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者 に確認作業を行っているか。	3	1,342	77.10%
② 第三者求償の適正な事務を行うために、 一般社団法人日本損害保険協会等と第三 者行為による傷病届の提出に関する覚書 を締結し、連携した対応を実施している か。	3	1,406	80.80%
③ 第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定しているか。(平成28年4月4日国民健康保険課長通知)	4	1,487	85.40%

【平成29・30年度の指標の考え方】

○ 取組の段階を引き上げるため、指標そのものをより高い配点 とし、指標の採点を細分化する。

平成29・30年度実施分

17720 00 17270000		
第三者求償	29年 度分	
第三者求償の取組状況(平成29年度の実施状況を 評価)		
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのある レセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行ってい るか。	4	5
② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団 法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届 の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施 しているか。	4	5
③ 第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定しているか。(平成28年4月4日国民健康保険課長通知)	5	5
④ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているか。	6	8
⑤ 各市町村のホームページに第三者求償のページ等において、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式(覚書様式)と、第三者行為の有無の記載欄を設けた療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしているか。	4	5
⑥ 国保連合会等主催の第三求償研修に参加し、知識 の習得に努めている。また、求償アドバイザーの助 言などを得て、課題の解決に取り組んでいる。	4	6
⑦ 求償専門員の設置や国保連合会と連携、債権回収の庁内連携など、第三者直接請求を行う体制を構築し、第三者直接求償を行っているか。	3	6

4-①. 保険者努力支援制度について(市町村分(iv)新規指標)

	固有指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況							
評価の 概要	〇 特別調整交付金の経営努力分で評価を行っていた「適正かつ健全な事業運営の実施状況」のうち、主要な項目について、新たに評価項目 に加える。【50点】							
	1.適用の適正化状況	3.保険料(税)収納対策状況						
	(1)居所不明被保険者の調査	4	(1)保険料(税)収納率の確保・向上	15				
	① 「取扱要領」を策定しているか。	2	① 平成27年度の口座振替世帯数の割合が、前年度より向上しているか。	3				
	② 居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課 へ依頼するなど、その解消に努めているか。	2	② 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めて いるか。	3				
	(2)所得未申告世帯の調査 ① 全世帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度	2	③ 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無 を十分確認した上で交付するよう方針を定めているか。	3				
	と比較して、減少しているか。 (3) 国年被保険者情報を活用した適用の適正化	3	④ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか。	3				
	① 日本年金機構と覚書を締結して、国民年金被保険者情報及びね んきんネット情報を適用の適正化に活用しているか。		⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、 実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針としているか。	3				
	2.給付の適正化状況		4.その他					
 具体的	(1)レセプト点検の充実・強化	10	(1)国保従事職員研修の状況	2				
評価方法	① 複数の医療機関で受診した同一患者に係るレセプト点検を行っているか。	2	① 年度当初に研修計画等を策定し、都道府県、連合会または関係団体 等が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加しているか。	2				
	② 柔道整復療養費について、多部位、長期または頻度が高い施術 患者に対して、負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する 適正受診の指導を行っているか。 ③ 平成28年(1~12月)の1人当たりの財政効果額が前年		(2)国保運営協議会の体制強化	3				
			① 国保運営協議会の体制強化のために、被用者保険の代表委員を加え ているか。	3				
	(1~12月)と比較して、向上しているか。	2	(3)事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化に係る取組	6				
	④ 平成28年の1人当たりの財政効果額が全国平均を上回っているか。	2	① 事務の標準化を図り、制度改正の度に生じるコストの発生を抑える ために、市町村事務処理標準システムを導入しているか。	3				
	⑤ 介護保険との給付調整を行うため、介護保険関係課からの情報 提供(国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供 される突合情報)を受け適切にレセプト点検を行っているか。	2	② 事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリテイ強化等 を図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用(クラウ ド等)を導入しているか。	3				
	(2)一部負担金の適切な運営	5						
	① 一部負担金の減免基準を定めているか。	3						
	② 医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度 を適切に運営しているか。	2						

4-②. 保険者努力支援制度について(都道府県分(i)指標①)

	指標①:主な市町村指標の都道府県単位評価	
 評価の概要	○ 市町村分の主要指標について、都道府県平均値に基づく評価を行う。	
5 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·	〇 以下の指標について、都道府県平均値に基づく評価を実施 【予算規模:200億 総得点:100点(体制権 体制構築加点	築含む)
	(i)特定健診・特定保健指導の実施率(平成27年度実績を評価) 加点 各10×2=20	20
	① 特定健診(特定保健指導)受診率の都道府県平均値が目標値(60%)を達成しているか。	6
	② ①の基準は満たさないが、特定健診(特定保健指導)受診率の都道府県平均値が上位3割相当の数値を達成しているか。	4
	③ ①②の基準は満たさないが、特定健診(特定保健指導)受診率の都道府県平均値が上位5割相当の数値を達成しているか。	2
	④ 特定健診(特定保健指導)受診率の都道府県平均値が平成26年度実績と比較して0.9ポイント(特定保健指導の場合は0.3ポイント)以上向上しているか。	4
	(ii)糖尿病等の重症化予防の取組状況 加点	10
	① 管内市町村のうち、市町村指標①から⑤までを満たす市町村の割合が、8割を超えているか。	10
	② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①から⑤までを満たす市町村の割合が、6割を超えているか。	5
	(iii)個人インセンティブの提供 加点	10
具体的 悪体充法	① 管内市町村のうち、市町村指標①、②を満たす市町村の割合が4割を超えているか。	10
評価方法	② ①の基準は満たさないが、管内市町村のうち市町村指標①、②を満たす市町村の割合が2割を超えているか。	5
	(iv) 後発医薬品の使用割合(平成28年度実績を評価) 加点	20
	① 後発医薬品の使用割合の都道府県平均値が上位2割相当の数値を達成しているか。	10
	② ①の基準は満たさないが、後発医薬品の使用割合の都道府県平均値が上位4割相当の数値を達成しているか。	5
	③ 後発医薬品の使用割合の都道府県平均値が平成27年度実績と比較して3.7ポイント以上向上しているか。	10
	④ ③の基準は満たさないが、後発医薬品の使用割合の都道府県平均値が平成27年度実績と比較して向上しているか。	5
	(∨)保険料収納率(平成28年度実績を評価) 加点	20
	① 保険料収納率の都道府県平均値が上位2割相当の数値を達成しているか。	10
	② ①の基準は満たさないが、保険料収納率の都道府県平均値が上位4割相当の数値を達成しているか。	5
	③ 保険料収納率の都道府県平均値が平成27年度の実績と比較して0.4ポイント以上向上しているか。	10
	④ ③の基準は満たさないが、保険料収納率の都道府県平均値が平成27年度実績と比較して向上しているか。	5
	※体制構築加算は制度施行当初の暫定措置とする	

4-②. 保険者努力支援制度について(都道府県分(ii)指標②)

	指標② :医療費適正化のアウトカム評価
評価の概要	○ 国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費に着目し、・その水準が低い場合・前年度より一定程度改善した場合に評価を行う。
具体的評価方法	○ 国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費の当該都道府県の数値について、以下の場合に評価 【予算規模: 150億円程度】 (i)全国上位である場合 平成27年度の数値が全国平均よりも低い水準である場合 ・1~5位 20点 ・6~10位 15点 ・11位~ 10点 (ii)改善した場合 平成27年度の数値が前年度より改善した場合 ・1~5位 30点 ・6~10位 25点 ・11位~ 20点 ・8~10位 25点 ・11位~ 20点 ※ 年齢調整後一人当たり医療費の改善は、当該年度の国保被保険者に係る医療費の伸びが、全国平均よりも相対的に低いことを意味する ※ 改善幅については、誤差を排除できる程度の線引きを想定
	※ 使用する年齢調整後一人当たり医療費の年度については、評価の時期によって変動があり得る ⇒ (i)と(ii)の点数を合計した上で、各都道府県の被保険者数を乗じた値に基づいて交付額を決定

4-②. 保険者努力支援制度について(都道府県分(iii)指標③)

	指標③:都道府県の取組状況					
評価の 概要	〇 各都道府県の	道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況について評価を行う。				
	〇 都道府県の取	組状況	【予算規模:150億	円程度】		
	評価項目		評価内容			
			会に積極的に関与している場合 食者協議会に係る検討状況を踏まえ、具体的な評価内容を検討)	_		
		・都道府県がKDBを活用して県内医療費の分析を行い、市町村に提供している場合 (※29年度中の評価は困難)		_		
	等の主体的な取組状況・重の	取組状況 •	等の主体的な	・都道府県医師会、都道府県糖尿病対策推進会議等との連携協定を締結するな ど、市町村における重症化予防の取組を促進するための支援策を講じている 場合		
			• 都道府県版重症化予防プログラムを策定している場合	10		
具体的		医療費適正か。	比に向けた取組として、都道府県が市町村へ指導・助言等(※)を行っている	10		
評価方法	2.医療提供体制 適正化の推進	(※今後の地 討)	域医療介護総合確保基金に係る検討状況等を踏まえ、具体的な評価内容を検	(30)		
	3.法定外繰入の 削減	は、決算補填	の市町村が決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合、また 等目的の法定外一般会計繰入等を行っている市町村ごとに、削減の目標年次を 計画を作成している場合	30		
		※評価内容に	ついては、30年度以降の取組の進捗状況等を踏まえつつ必要な見直しを行う			
	(※)「市町村への指導・助言等」に係る指標の中身については、今後検討を行う。					
			→ 平成29年8月10日厚生労働省課長通知			
		加点の合計×名	ら都道府県内被保険者数(退職被保険者を含む)により算出した点数を基準として のる割合に応じて、予算の範囲内で交付する。	二、全都		

4-②. 保険者努力支援制度について(都道府県分(iii)指標③ · 追記)

	指標③:都道府県の取組状況					
評価の 概要	○ 各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況について評価を行う。					
	〇 都道府県の取	組状況	【平成29年8月10日厚生労働省課長通知を基に対	『縄県作成】		
	評価項目		評価内容	点数		
		• 医療費適正何	とに向けた取組として、都道府県が市町村へ指導・助言等を行っているか。	10		
		(i) 給付点	検に関する取組状況			
		・国保運営か。	営方針に給付点検の実施について記載することとし、平成30年度から実施する	(3)		
	1.医療費適正化 等の主体的な	(ii)不正利律	导の回収に関する取組状況			
	取組状況	国保運営施するか。	営方針に不正利得の回収の実施について記載することとし、平成30年度から実 。	(4)		
具体的 評価方法		(追記)	(追記)		(\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	① 第三者求償に係る市町村の設定目標を把握し、その取組状況を確認しているまたは確認予定としているか。
		(iii)第三者 求償に関す る取組状況	② 研修の機会等を活用して、第三者求償の目的や債権管理等に関する助言を行っているまたは行う予定としているか。	(1)		
		OAKIII IVO	③ 都道府県が設置する県立病院や保健所等の機関が第三者行為に関する情報を市町村に提供しているまたは提供予定としているか。	(1)		
				32		

保険者努力支援制度の前倒し実施 (平成28年度)

国保 保険者努力支援制度の前倒しについて

経済財政運営と改革の基本方針2015(抄)「平成27年6月30日閣議決定]

(インセンティブ改革)

全ての国民が自らがんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要である。

このため、保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018 年度(平成30 年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立(中略)など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。

保険者努力支援制度の前倒し分

実施時期:28年度及び29年度

対象:市町村

規模:特別調整交付金の一部を活用(規模は今後検討)

既存の特別調整交付金の基準・規模を考慮しつつ検討

震災関係 337億円、子どもの被保険者 125億円、精神疾患 150億円 等

評価指標:保険者共通の指標に加え、収納率等国保固有の問題にも対応

保険者努力支援制度

実施時期:30年度以降

対象:市町村及び都道府県

規模:700~800億円

評価指標:前倒し分の実施状況を踏まえつつ 検討

保険者努力支援制度(前倒し(平成28年度分))について

〇考え方について

【評価指標の考え方について】

○ 糖尿病等の重症化予防、後発医薬品の使用促進、特定健診受診率向上、個人へのインセンティブ提供などの医療費適 正化に資する取組の実施状況を項目として設定する。

【評価指標ごとの加点の考え方について】

○ 各評価指標ごとに医療費適正化効果や、取組の困難さ等を総合的に考慮し5~40点を配点する。

【予算規模について】

○ 前倒し分にあっても、一定のインセンティブを付与する観点から150億円の予算とする。

○評価指標について

保険者共通の指標

- 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- 〇特定健診受診率 特定保健指導受診率
- ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
- 指標② 特定健診·特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく 受診勧奨等の取組の実施状況
- 〇がん検診受診率
- 〇歯科疾患(病)検診実施状況
- 指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
- 〇重症化予防の取組の実施状況
- 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
- ○個人へのインセンティブの提供の実施
- ○個人への分かりやすい情報提供の実施
- 指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
- ○重複服薬者に対する取組
- 指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
- ○後発医薬品の促進の取組
- 〇後発医薬品の使用割合

国保固有の指標

指標① 収納率向上に関する取組の実施状況

〇保険料(税)収納率

※過年度分を含む

指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況

〇データヘルス計画の策定状況

指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況

〇医療費通知の取組の実施状況

指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況

○国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況

保険者努力支援制度(前倒し(平成28年度分))について

〇配点について

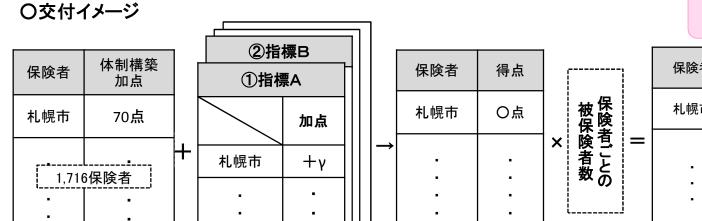
与那国

町

70点

与那国町

加点	項目	
40点	重症化予防の取組、収納率向上 ※本来「後発医薬品の使用割合」はこの配点であるが、使用割合の把握方法が不十分なため暫定的に15点とする。	
20点	特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、 個人へのインセンティブ提供、個人への分かりやすい情報提供	
15点 ※暫定的な点数設定	後発医薬品の使用割合、後発医薬品の促進の取組	
10点	がん検診受診率、歯周疾患(病)検診、重複服薬者に対する取組、 データヘルス計画の策定、医療費通知の取組、第三者求償の取組	
5点	地域包括ケアの推進	



 $+\delta$

与那国町

●点

保険者	総得点		保険者	交付金額
札幌市	△△点		札幌市	口億円
:		\$		
	-		与那国町	■億円
与那国町	▲▲点		△≒	450倍Ⅲ

合計

150億円

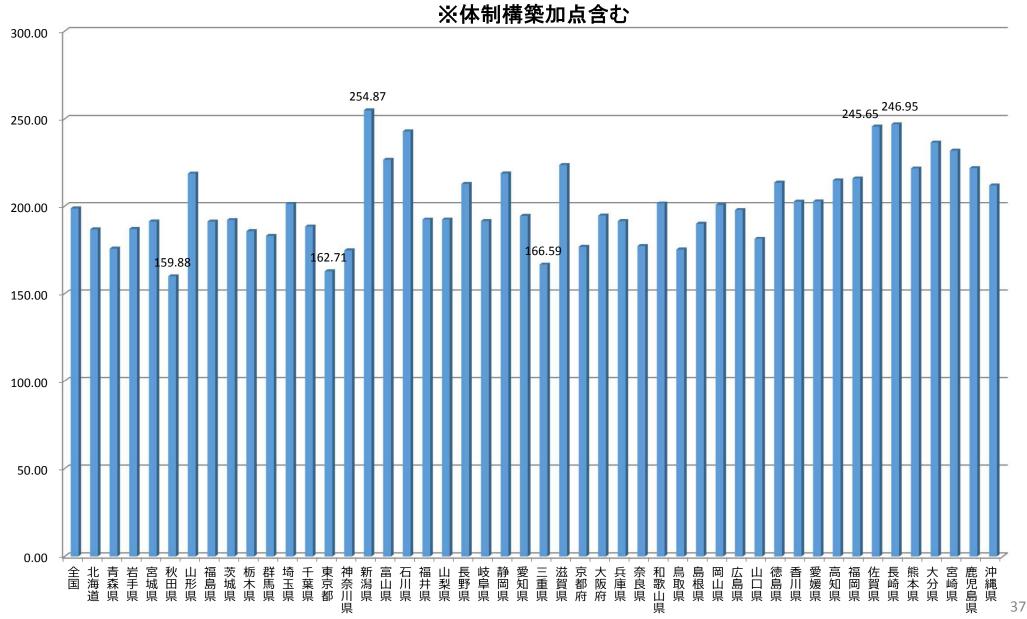
36

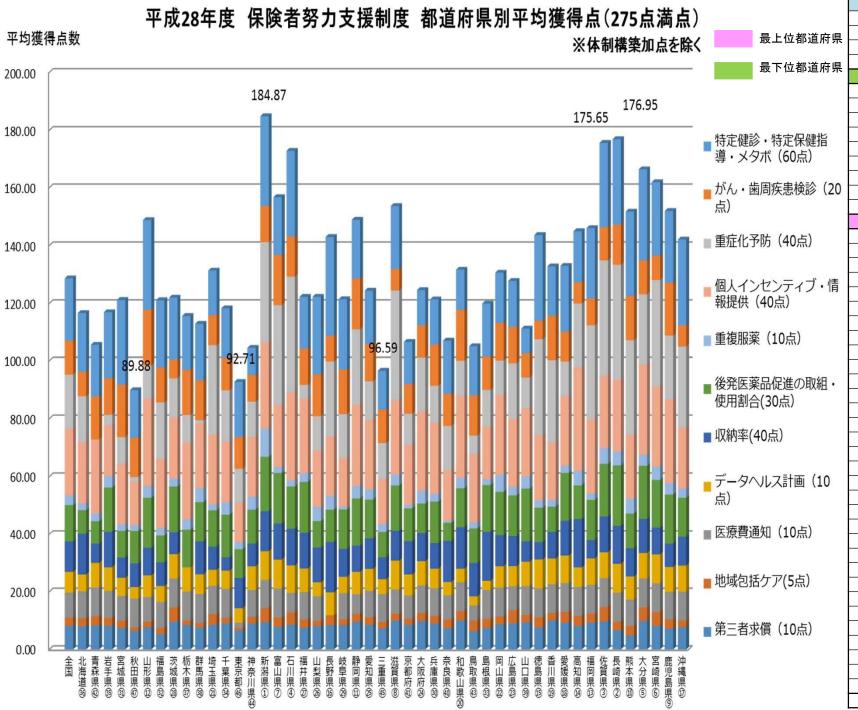
総得点に応じて

150億円を按分

保険者努力支援制度(28年度前倒し分)の結果の「見える化」について

平成28年度 保険者努力支援制度 都道府県別平均獲得点(345点満点)



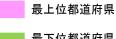


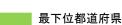
	都迫肘県名	得点	
1	北海道	116.69	
2	青森県	105.70	
3	岩手県	116.97	
4	宮城県	121.20	
5	秋田県	89.88	
6	山形県	148.80	
7	福島県	121.14	
8	茨城県	122.02	
9	栃木県	115.68	
10	群馬県	113.00	
11	埼玉県	131.37	
12	千葉県	118.33	
13	東京都	92.71	
14	神奈川県	104.67	
15	新潟県	184.87	
16	富山県	156.73	
17	石川県	172.89	
18	福井県	122.29	
19	山梨県	122.33	
20	長野県	142.96	
21	岐阜県	121.48	
22	静岡県	148.91	
23	愛知県	124.41	
24	三重県	96.59	
25	滋賀県	153.68	
26	京都府	106.73	
27	大阪府	124.60	
28	兵庫県	121.39	
29	奈良県	107.15	
30	和歌山県	131.67	
31	鳥取県	105.21	
32	島根県	119.95	
33	岡山県	130.63	
34	広島県	127.78	
35	山口県	111.32	
36	徳島県	143.67	
37	香川県	132.82	
38	愛媛県	133.00	
39	高知県	144.97	
40	福岡県	146.03	
41	佐賀県	175.65	
42	長崎県	176.95	
43	熊本県	151.73	
44	大分県	166.50	
45	宮崎県	161.92	
46	鹿児島県	151.95	
47	沖縄県	142.07	2
	全国	128.67	,

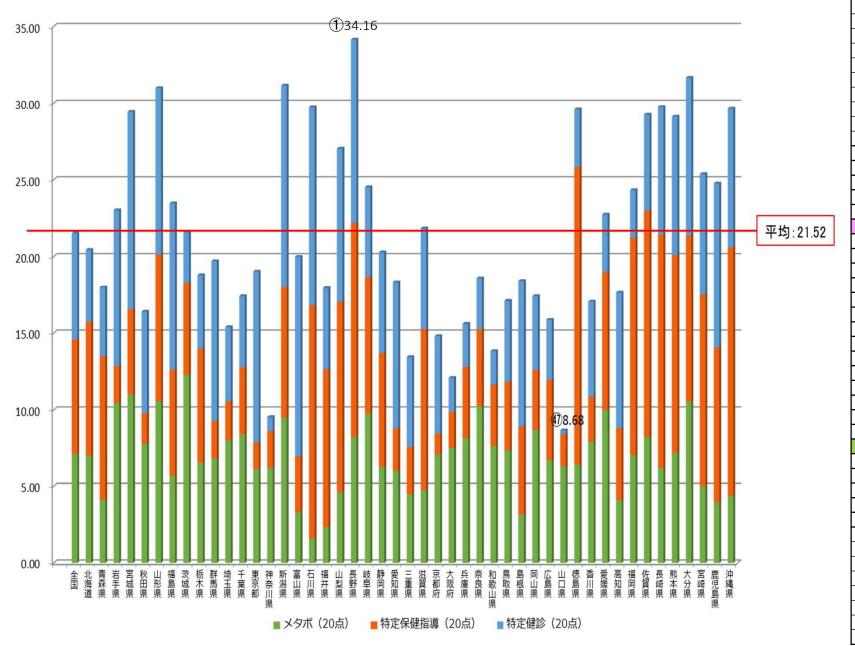
都道府県名

得占

平成28年度 都道府県別市町村平均獲得点数 (特定健診・特定保健指導・メタボ関連)

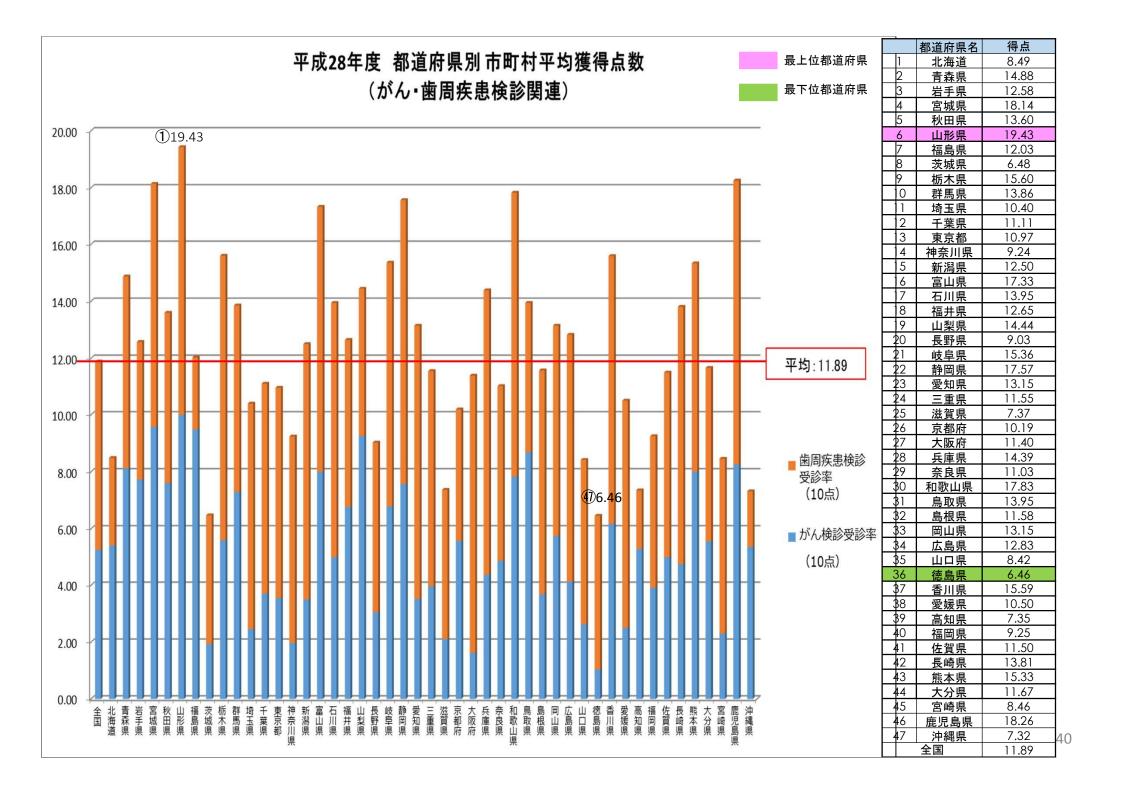




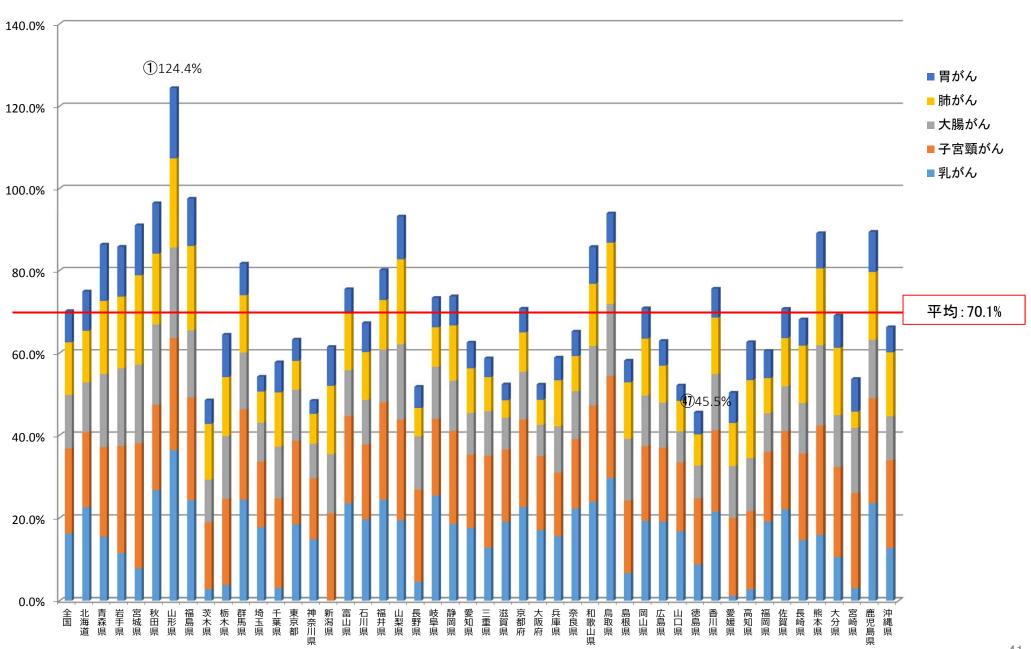


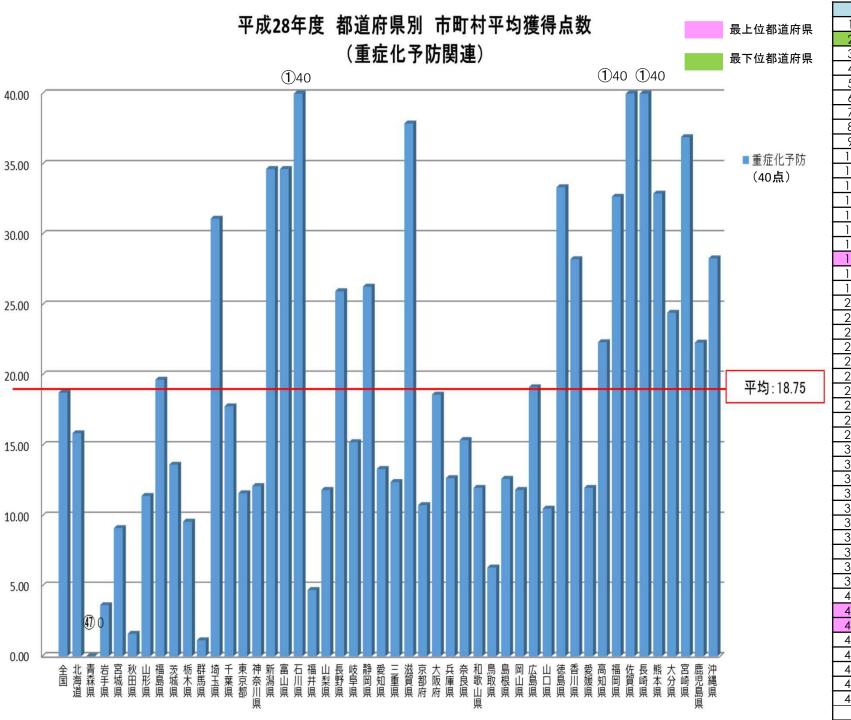
	都道府県名	得点	
1	北海道	20.45	
2	青森県	18.00	
3	岩手県	23.03	
4	宮城県	29.43	
5	秋田県	16.40	
6	山形県	31.00	
7	福島県	23.47	
8	茨城県	21.59	
9	栃木県	18.80	
10	群馬県	19.71	
11	埼玉県	15.40	
12	千葉県	17.41	
12 13	東京都	19.03	
14	神奈川県	9.55	
15	新潟県	31.17	
14 15 16 17 18	富山県	20.00	
17	石川県	29.74	
18	福井県	29.74 17.94	
19	山梨県	27.04	
20	長野県	34.16	
21	岐阜県	24.52	
22	静岡県	20.29	
23	静岡県 愛知県	18.33	
22 23 24	三重県	20.29 18.33 13.45	
25	滋賀県	21.84	
26	京都府	14.81	
27	大阪府	12.09	
28	兵庫県	15.61	
28 29	奈良県	12.09 15.61 18.59	
30	和歌山県	13.83	
30 31	鳥取県	17.11	
32	島根県	18.42	
33	岡山県	17.41	
34	広島県	15.87	
35	広島県 山口県	17.41 15.87 8.68	
36	徳島県	29.58	
37	香川県	17.06	
38	愛媛県	22.75	
39	高知県	17.65	
40	福岡県	24.33	
41	佐賀県	29.25	
42	長崎県	29.76	
43	熊本県	29.11	
44	大分県	31.67	
45	宮崎県	25.38	
46	鹿児島県	24.77	
47	沖縄県	00 (0	20
.,	全国	21.52	39
			

如学应目 夕 但占



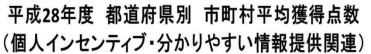
平成28年度 都道府県別 がん検診受診率





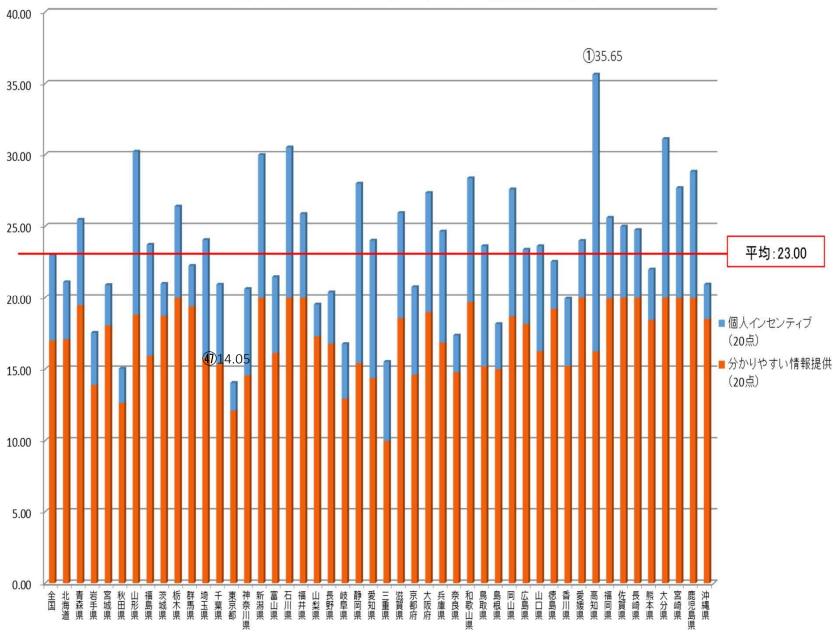
	都道府県名	得点
1	北海道	15.87
2	青森県	0.00
3	岩手県	3.64
4	宮城県	9.14
<u>4</u> 5	秋田県	1.60
6	山形県	11.43
7	福島県	19.66
8	茨城県	13.64
9	栃木県	9.60
10	群馬県	1.14
11	埼玉県	31.11
11 12 13 14 15	千葉県	17.78
13	東京都	11.61
14	神奈川県	12.12
15	新潟県	34.67
16	富山県	34.67
17	石川県	40.00
18	福井県	4.71
19	福井県 山梨県	11.85
20	長野県	25.97
21	岐阜県	15.24
22	静岡県	26.29
23	愛知県	26.29 13.33
23 24	三重県	12.41
25	滋賀県	37.89
26	京都府	10.77
27	大阪府	18.60
28	兵庫県	12.68
29	奈良県	15.38
30	和歌山県	12.00
31	鳥取県	6.32
32	島根県	12.63
33	岡山県	11.85
34	広島県	19.13
35	山口県	10.53
36	徳島県	33.33
37	香川県	28.24
38	愛媛県	12.00
39	高知県	22.35
40	福岡県	32.67
41	佐賀県	40.00
42	長崎県	40.00
43	熊本県	32.89
44	大分県	24.44
45	宮崎県	36.92
46	西崎宗 鹿児島県	22.33
47	<u> </u>	22.33 28.29 4
4/	<u>冲縄宗</u> 全国	28.29 4 18.75
	<u> </u>	10./3

| 拟送应目夕 | 但占





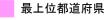
最下位都道府県



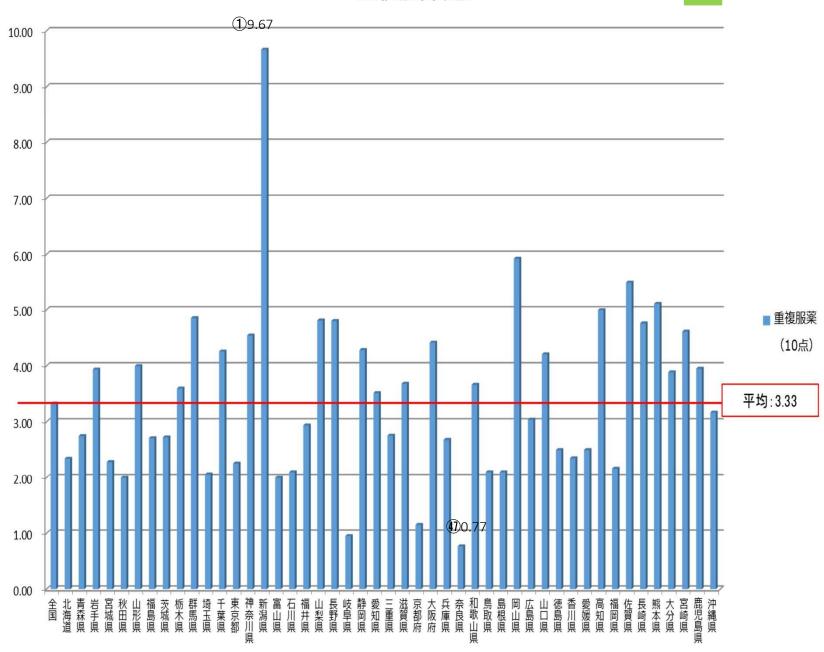
	都道府県名	得点
1	北海道	21.12
2	青森県	25.48
3	岩手県	17.55
4	宮城県	20.91
5	秋田県	15.04
6	山形県	30.23
7	福島県	23.73
8	山形県 福島県 茨城県	21.00
9	栃木県	26.40
10	群馬県	22.26
11	埼玉県	24.06
12	千葉県	20.94
13	東京都	14.05
14	神奈川県	20.64
15	新潟県	30.00
16	富山県	21.47
17	石川県	30.53
17 18 19	福井県	25.88
19	山梨県	19.52
20	長野県	20.42
21	岐阜県	16.76
22	静岡県	28.00
23	愛知県	24.02
24	三重県	15.52
24 25 26 27	滋賀県	15.52 25.95
26	京都府	20.77
27	大阪府	27.35
28	兵庫県	24.66
29	奈良県	17.36
30	和歌山県	28.37
31	鳥取県	23.63
32	島根県	18.16
33	岡山県	27.59
34	広島県	23.39
35	山口県	23.63
36	徳島県	22.54
37	香川県	19.94
37 38	愛媛県	24.00
39	高知県	35.65
40	福岡県	25.62
41	佐賀県	25.00
42	長崎県	24.76
43	熊本県	22.00
44	大分県	31.11
45	宮崎県	27.69
46	鹿児島県	20.04
47	沖縄県	20.95
17		23.00
		20.00

如学应目夕 俎上

平成28年度 都道府県別 市町村平均獲得点数 (重複服薬関連)



最下位都道府県

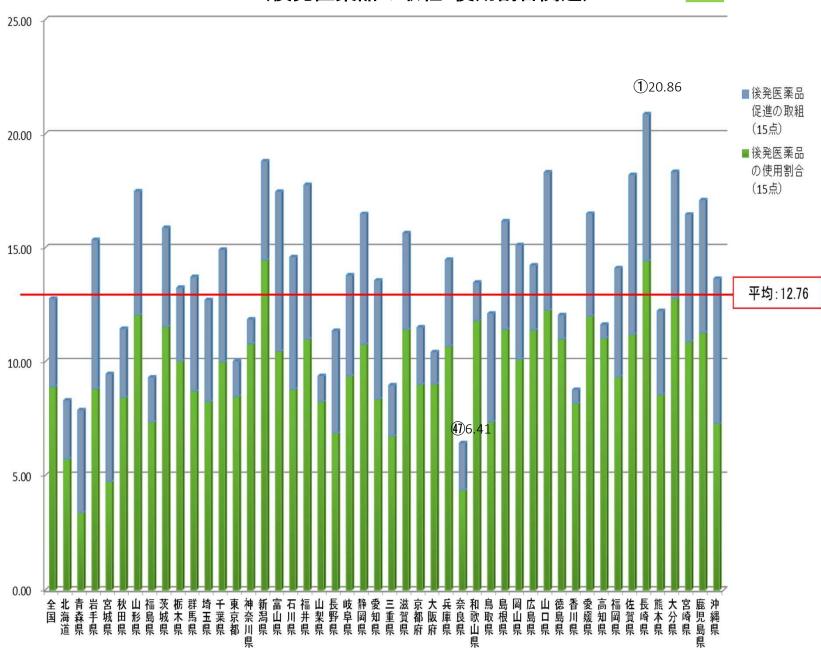


	都道府県名	得点
1	北海道	2.35
3	青森県	2.75
	岩手県	3.94
4	宮城県	2.29
5	秋田県	2.00
6	山形県	4.00
6 7	福島県	2.71
8	茨城県	2.73
9	栃木県	3.60
10	栃木県 群馬県	4.86
11	埼玉県	2.06
12	千葉県	4.26
13	東京都	2.26
14	神奈川県	4.55
15	新潟県	9.67
16	富山県	2.00
13 14 15 16 17 18	石川県	9.67 2.00 2.11 2.94
18	石川県 福井県	2.94
19	山梨県	4.81
20	長野県	4.81
21	<u> </u>	0.95
22	岐阜県 静岡県	4 29
21 22 23	愛知県	4.29 3.52
24	三重県	2.76
25		3.68
25 26	京都府	1.15
27	大阪府	4.42
28	兵庫県	2.42
27 28 29	奈良県	2.68 0.77
30	和歌山県	3.67
31	鳥取県	2.11
32	島根県	2.11
33		5.93
34	<u>岡山県</u>	3.04
35	広島県	4.21
36	山口県	2.50
36 37	徳島県	2.30
	香川県	2.35
38 39	愛媛県	2.50
	高知県	5.00
40	福岡県	2.17
41	佐賀県	5.50
42	長崎県	4.76
43	熊本県	5.11
44	大分県	3.89
45	宮崎県	4.62
46	鹿児島県	3.95
47	沖縄県	3.17 4
	全国	3.33

平成28年度 都道府県別 市町村平均獲得点数 (後発医薬品の取組・使用割合関連)

最上位都道府県

最下位都道府県

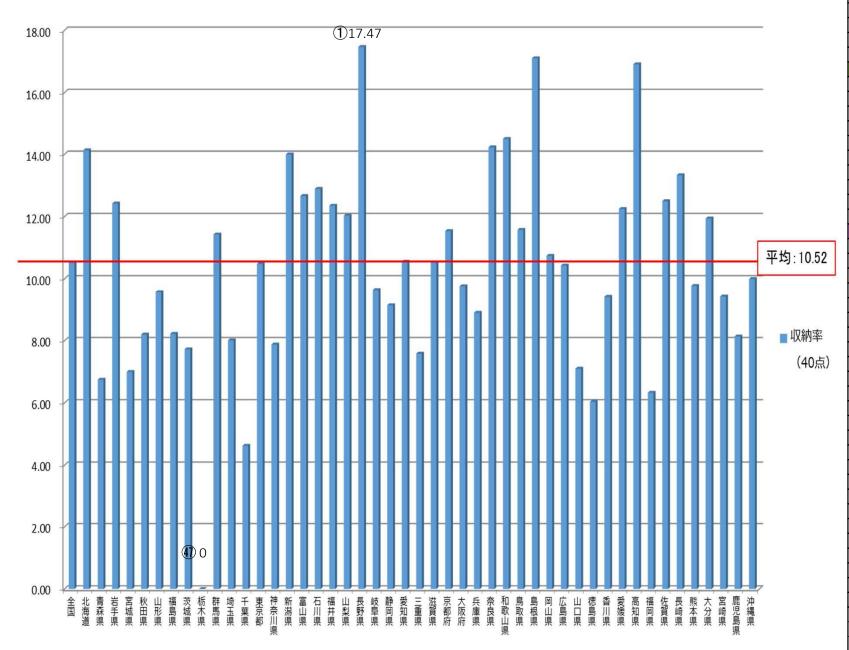


	都道府県名	得点
1	北海道	8.30
3	青森県	7.88
	岩手県	15.33
4	宮城県	9.46
5	秋田県	11.44
6 7	山形県	17.49
	福島県	9.31 15.86
8	茨城県	15.86
9	栃木県	13.24
10	群馬県	13.71
11	埼玉県	12.70
12	千葉県	14.91
13	東京都	10.02
14	神奈川県	11.85
15	新潟県	18.80
12 13 14 15 16 17	富山県	17.47
17	石川県	14.58
18	福井県	17.76
19	山梨県 長野県	9.37 11.35
20	長野県	11.35
21	岐阜県	13.79
22	静岡県	16.49
23	愛知県	13.56
24	三重県	8.97
25	滋賀県	15.63
26	京都府	11.50
27	大阪府	10.42
28	兵庫県	14.46
29	奈良県	6.41
30	和歌山県	13.47
31	鳥取県	12.11
32	島根県	16.16
33	岡山県	15.11
34	広島県	14.22
35	山口県	18.32
36	徳島県	12.04
37	香川県	8.76 16.50
38	愛媛県	16.50
39	高知県	11.62
40	福岡県	14.10
41	佐賀県	18.20
42	長崎県	20.86
43	熊本県	12.22
44	大分県	18.33
45	宮崎県	16.46
46	鹿児島県	17.09
47	沖縄県	13.63 4
	全国	12.76

平成28年度 都道府県別 市町村平均獲得点数 (収納率関連)

最上位都道府県

最下位都道府県



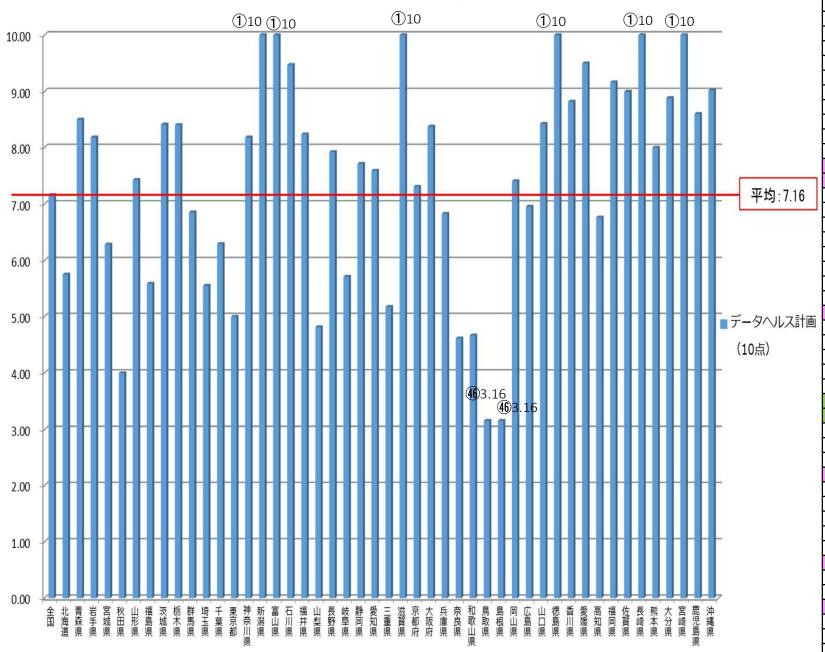
	都道府県名	得点
1	北海道	14.13
2	青森県	6.75
3	岩手県	12.42
4	宮城県	7.00 8.20
5	秋田県	8.20
6	山形県	9.57
7	福島県	8.22
8	茨城県	7.73
9	栃木県	0.00
10	群馬県	11.43
11	埼玉県	8.02
12	千葉県	4.63
13	東京都	10.48
14	神奈川県	7.88
15	新潟県	14.00
16	富山県	12.67
16 17	石川県	12.67 12.89
18	福井県	12.35
19	山梨県	12.04
20	長野県	17.47
21	岐阜県	9.64
22	静岡県	9.14
23	愛知県	10.56
24	三重県	7.59
25		10.53
26	京都府	11.54
27	大阪府	9.77
28	<u> </u>	8.90
29	奈良県	14.23
30	和歌山県	14.50
31	鳥取県	11.58
32	島根県	17.11
33	岡山県	10.74
34	<u> </u>	10.43
35	山口県	7.11
36	徳島県	6.04
37	香川県	9.41
38	愛媛県	12.25
39	三 高知県	16.91
40	<u> 同処宗</u> 福岡県	6.33
41	<u> </u>	12.50
42		13.33
43	<u>長崎県</u> 熊本県	9.78
44	<u> </u>	11.94
45	<u>人分乐</u> 宮崎県	9.42
46	<u> </u>	8.14
47	<u> </u>	10.00
4/		10.52
	土凹	10.32

| 拟送应旧夕 | 但占 |

平成28年度 都道府県別 市町村平均獲得点数 (データヘルス計画関連)

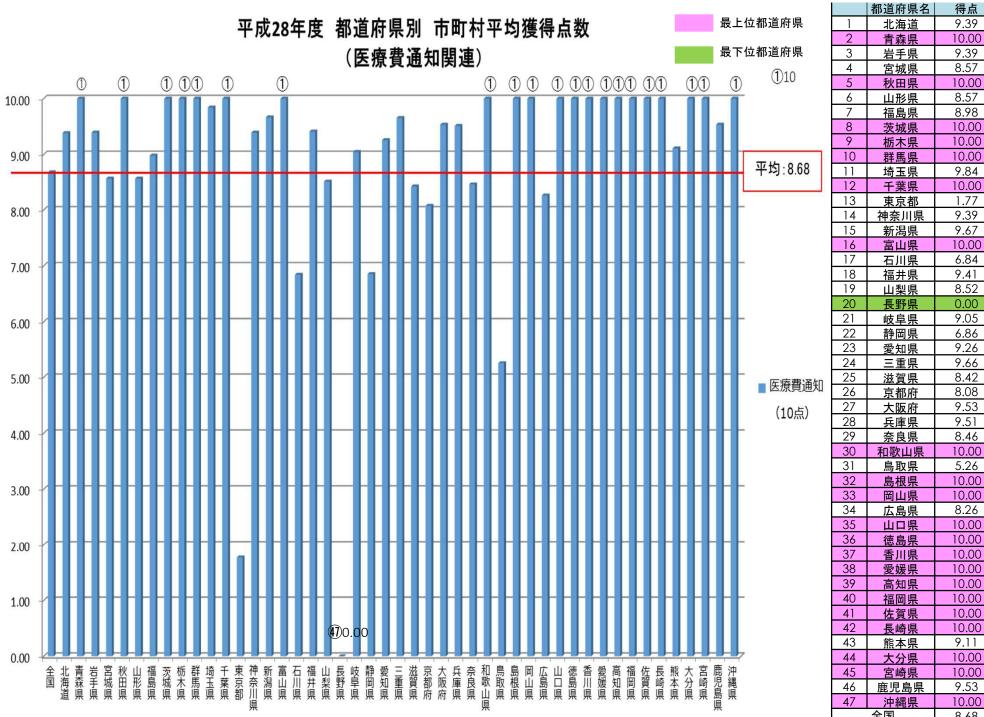
最上位都道府県

最下位都道府県



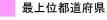
	都道府県名	得点
1	北海道	5.75
2	青森県	8.50
3	岩手県	8.18
4	宮城県	6.29
5	秋田県	4.00
6	山形県	7.43
7	福島県	5.59
8	茨城県	8.41
9	栃木県	8.40
10	群馬県	6.86 5.56
	埼玉県	5.56
11 12 13	千葉県	6.30
13	東京都	5.00
14	神奈川県	8.18
14 15	新潟県	10.00
16	富山県	10.00
16 17 18	石川県	9.47
18	福井県	8.24
19	山利目	4.81
20	山梨県 長野県	7.92
21	岐阜県	5.71
22	<u> </u>	7.71
22 23 24 25	静岡県	7.71 7.59 5.17
23	愛知県 三重県	7.59
24	二里宗	10.00
25	滋賀県	
26	京都府	7.31
27	大阪府	8.37
28	兵庫県	6.83
29	奈良県	4.62
30	和歌山県	4.67
31	鳥取県	3.16
32	島根県	3.16
33	岡山県	/.41
34	広島県	6.96
35	山口県	8.42
36	徳島県	10.00
37	香川県	8.82
38	愛媛県	9.50
39	高知県	6.76
40	福岡県	9.17
41	佐賀県	9.00
42	長崎県	10.00
43	熊本県	8.00
44	大分県	8.89
45	宮崎県	10.00
46	鹿児島県	8.60
	沖縄県	9.02 4
47	1 沖縄県	/,UZ /I

知送应旧夕 但占

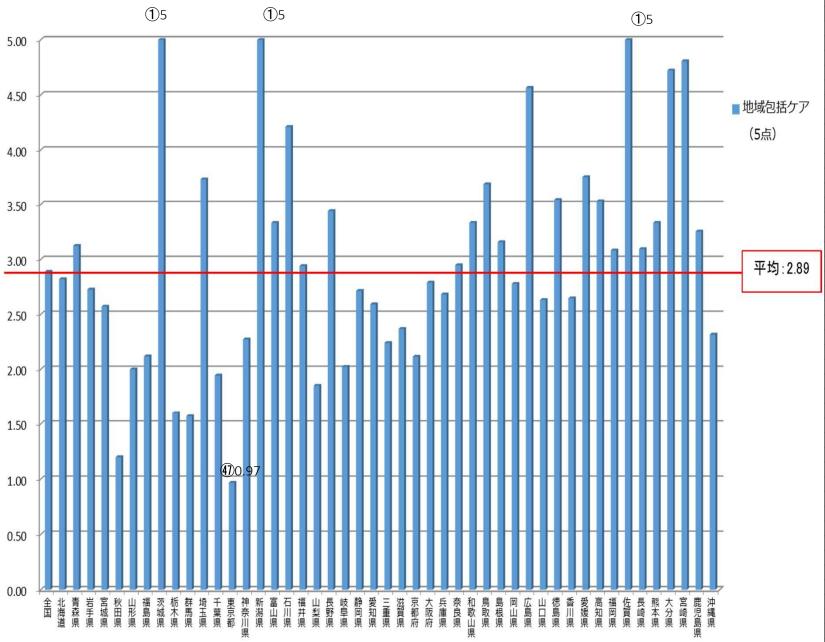


		都道府県名	得点
	1	北海道	9.39
	2	青森県	10.00
L	3	岩手県	9.39
L	4 5	宮城県	8.57
L	5	秋田県	10.00
L	6	山形県	8.57
L	7	福島県	8.98
Ļ	8	茨城県 栃木県 群馬県	10.00
ļ	9	栃木県	10.00
ļ	10	群馬県	10.00
ļ	11	埼玉県 千葉県	9.84
ŀ	11 12 13 14	千葉県	10.00 1.77
ŀ	13	東京都	1.77
ŀ	14	神奈川県	9.39
ŀ	15	新潟県	9.67
ŀ	16	富山県	10.00
ŀ	17	石川県	6.84
ŀ	18	福井県	9.41 8.52 0.00
ŀ	19	山梨県	8.52
L	20	長野県	0.00
ŀ	21	岐阜県	9.05
ŀ	22	静岡県	6.86
ŀ	23	愛知県	9.26
ŀ	24 25	三重県	9.66 8.42
ŀ	26	滋賀県	8.08
ŀ	27	京都府	9.53
ŀ	28	<u>大阪府</u> 兵庫県	9.51
ł	29	奈良県	8.46
ł	30	和歌山県	10.40
ł	30 31 32 33	鳥取県	10.00 5.26
ł	32	島根県	10.00
t	33	岡山県	10.00
f	34	広島県	8.26
t	34 35	山口県	10.00
t	36	山口県 徳島県	10.00
t	36 37 38	香川県	10.00
t	38	香川県 愛媛県	10.00
İ	39	高知県	10.00
t	40	福岡県	10.00
İ	41	佐賀県	10.00
Ī	42	長崎県	10.00
ſ	43	熊本県	9.11
	44	大分県	10.00
Ī	45	宮崎県	10.00
ſ	46	鹿児島県	9.53
Ī	47	沖縄県	10.00
		全国	8.68

平成28年度 都道府県別 市町村平均獲得点数 (地域包括ケア関連)

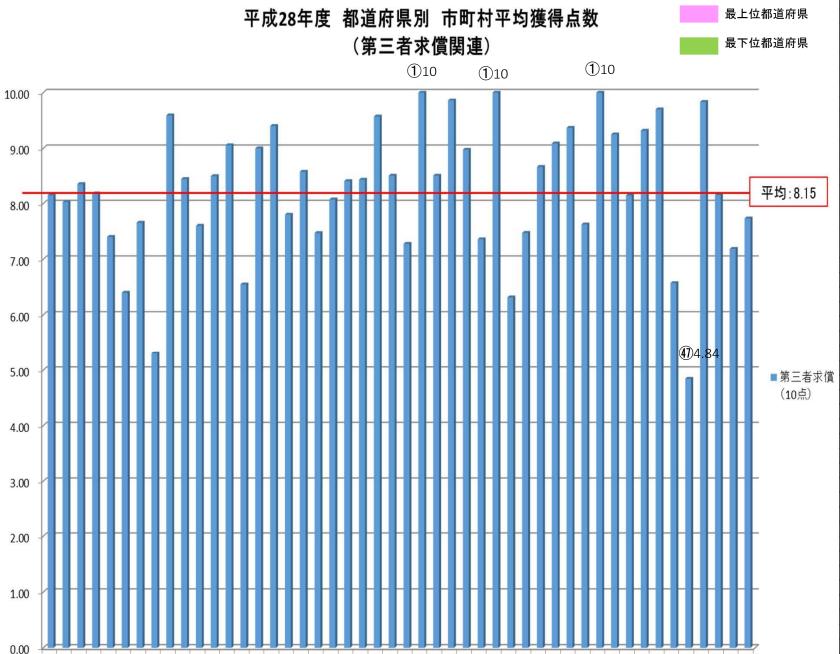


最下位都道府県



	都道府県名	得点
1	北海道	2.82
2	青森県	3.13
3	岩手県	2.73
4	宮城県	2.57
5	秋田県	1.20
6	山形県	2.00
7	福島県	2.12
8	福島県 茨城県	5.00
9	栃木県	1.60
10	群馬県	1.57
11	埼玉県	3.73
12	千葉県	1.94
11 12 13	東京都	0.97
14	神奈川県	2.27
15	新潟県	5.00
16	富山県	3.33
17	石川県	4.21
16 17 18	福井県	2.94
19	福井県 山梨県	1.85
20	長野県	3.44
21	岐阜県	2.02
22	静岡県	2.71
23	愛知県	2.59
24	三重県	2 24
24 25 26	滋賀県	2.24 2.37 2.12
26	京都府	2.07
27	大阪府	2.79
28	兵庫県	2.68
29	奈良県	2.95
30	和歌山県	3 33
31	鳥取県	3.33 3.68 3.16
32	島根県	3 16
33	岡山県	2.78
34	広島県	4.57
35	山口県	2.63
36	徳島県	3.54
37	香川県	2.65
38	愛媛県	3.75
39	高知県	3.53
40	福岡県	3.08
41	佐賀県	5.00
42	長崎県	3.10
43	能本県	3.33
44	大分県	4.72
45	<u> </u>	4.72
46	B呵乐 鹿児島県	3.26
46		
4/	沖縄県 全国	2.32
	土国	2.89

- 如'苦应旧友 - 但上



	都迫附県名	得点
1	北海道	8.03
2	青森県	8.35
3	岩手県	8.18
4	宮城県	7.40
5	秋田県	6.40
6	山形県	7.66
6 7	福島県	5.31
8	茨城県	9.59
9	茨城県 栃木県	8.44
10	群馬県	7.60
11	埼玉県	8.49
12	千葉県	9.06
13	東京都	6.55
14	神奈川県	9.00
15	新潟県	9.40
13 14 15 16	富山県	7.80
17	石川県	8.58
18	福井県	7.47
19	山梨県	8.07
20	長野坦	8.40
21	<u> </u>	8.43
20 21 22 23 24 25	長野県岐阜県静岡県	9.57
23	愛知県	8.50
24	三重県	7.28
25	滋賀県	10.00
26	京都府	8 50
26 27 28	大阪府	8.50 9.86
28	兵庫県	8.98
29	奈良県	7.36
30	和歌山県	10.00
31	鳥取県	6.32
31 32 33	島根県	7.47
33	局低乐 岡山県	7.47 8.67
34	広島県	9.09
35	山口県	9.37
36	徳島県	7.63
37	香川県	10.00
37 38 39	TITE TO THE TENT	9.25
30	愛媛県 高知県	9.25 8.15
40	高知宗 福岡県	9.32
41		9.32
42	佐賀県 長崎県	6.57
43		
	熊本県	4.84
44 45	大分県	9.83 8.15
	宮崎県	7.19
46 47	鹿児島県	
4/	沖縄県	7.73
全国		8.15

都道府県名 得点